

墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会

開催要綱

1 趣 旨

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等、代替の墜落防止措置も認められている。

この場合の安全帯として、我が国では胴ベルトが使用される場合がある。しかし、胴ベルトは着用者の身体を胴部だけで支持する構造であるため、身体捕捉時の衝撃による内臓の損傷、救出されるまでの宙つり状態下での胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト使用に関わる死亡災害が確認されている。

このような胴ベルトが有する危険性から、国際規格等においては胴ベルトではなく、着用者の身体を肩、腿などの複数箇所で支持する構造のフルハーネスの保護具が使用されている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 墜落防止用の個人用保護具に関する国際的な動向及び災害事例
- (2) 墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方
- (3) 墜落防止用の個人用保護具の具備すべき技術的要件
- (4) 墜落防止用の個人用保護具の使用に関する労働者教育のあり方
- (5) その他

3 構 成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は専門的な検討を行う必要があると認めるときは、別途、有識者から意見聴取を行うことができる。
- (5) 本検討会、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。

(別紙)

墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会

参集者名簿

井上 均	日本安全帯研究会技術委員長
臼井 伸之介	大阪大学大学院人間科学研究科教授
大木 勇雄	一般社団法人建設産業専門団体連合会 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会常任理事
岡本 浩志	一般社団法人日本鉄鋼連盟安全推進委員長
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学工学部建築工学科教授
木戸 啓人	電気事業連合会工務部長
堺 和雄	一般社団法人日本造船工業会安全衛生部会主査
豊澤 康男	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
日野 泰道	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 上席研究員
本多 敦郎	一般社団法人日本建設業連合会 安全委員会安全対策部会長
最川 隆由	一般社団法人全国建設業協会労働委員会委員

(五十音順：敬称略)

〇オブザーバー

堤 英彰	国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐
秋田 富夫	国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室 課長補佐